

○逗子市ディスポーザの設置に関する要綱

平成20年4月1日

要綱

改正 平成20年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、逗子市下水道条例施行規則（昭和47年逗子市規則第11号。以下「条例施行規則」という。）第3条第2項第4号に規定する生ごみを粉砕して下水に排除する設備（以下「ディスポーザ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ本体とディスポーザで破砕された生ごみを排水・処理し汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システムのうち、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの又は社団法人日本下水道協会（昭和40年1月16日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」若しくは性能基準（案）の改訂版に基づく第三者評価機関による適合評価を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ システムのうち、ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道に排出するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ システムのうち、ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道に排出するタイプをいう。

（平成20年12月1日・一部改正）

(設置の基準)

第3条 設置できるシステムは、機械処理タイプとする。

- 2 前項に規定するシステムのうち、生ごみを粉砕するディスポーザの部位のみでの設置又は配管等の改造をしてはならない。
- 3 生物処理タイプ及び旧建設大臣の認定又は第三者評価機関による適合評価を受けて

いないディスポーザは、設置できないものとする。

(排水設備としての適用)

第4条 前条第1項に規定するシステムは、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条に適合する排水設備とし、排水設備の固着等については、逗子市下水道条例（昭和47年条例第19号）第3条及び条例施行規則第2条各号に適合するものでなければならない。

(提出書類)

第5条 条例施行規則第3条第2項第4号の市長が別に定める図書は、次に掲げるものとする。

図書の種類	明示する事項
認定書（写）又は適合評価書（写）	旧建設大臣の認定書又は第三者評価機関による適合評価書
仕様書又はカタログ	システムの仕様

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に提出された条例施行規則第3条第1項の規定による確認申請から適用する。

附 則（平成20年12月1日抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。